解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年七月三十一日、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月二十八日
埼玉県大里郡寄居町大字寄居九五三番地二
医療法人光峯会
清算人　山田　光高

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市貝塚四丁目八〇番地七〇、最後の住所北海道釧路市武佐三丁目一〇番五号
被相続人　亡　根内　直子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月二十八日
北海道釧路市浦見三丁目四番一四号　今法律事務所
相続財産管理人　今　瞭美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所青森県弘前市大字和泉二丁目一七番地一
被相続人　亡　栗林　建邦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月二十八日
事務所青森市古川一丁目一五番五号　オフィスビル木村三階　青い森法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　鉄也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊九二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　岩谷　良逸
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月二十八日
青森市長島二丁目一九番一二号　村上法律事務所
相続財産管理人　弁護士　助川　圭太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市茶屋町二二五番地、最後の住所青森市茶屋町二二番六号
被相続人　亡　田中眞貴子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月二十八日
青森市新町二丁目七番地一七号　山二ビル一号
相続財産管理人　弁護士　猪原　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県北津軽郡板柳町大字太田字富岡八番地一、最後の住所青森県弘前市大字清原四丁目九番地二弘前大清水ホーム
被相続人　亡　田中　スエ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月二十八日
青森県弘前市大字早稲田三丁目二番地九
司法書士倉橋孝行事務所
相続財産管理人　司法書士　倉橋　孝行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市黒川二〇地割五五番地、最後の住所岩手県盛岡市東中野字見石一〇一番地三貸家
被相続人　亡　田中ヤヘ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月二十八日
岩手県盛岡市菜園一丁目四番一〇号　第二産業会館六階　こずかた法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石橋　乙秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県取手市宮和田四九〇番地三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　大澤　三郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月二十八日
茨城県取手市新町一丁目八番三八号　新町第六ビル四階ふれあい通り法律事務所
相続財産管理人　弁護士　千葉真理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市東大沼三丁目三〇三番地、最後の住所茨城県日立市東大沼町三丁目一五番二五号
被相続人　亡　松平とも子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月二十八日
茨城県水戸市五軒町一丁目五番四八号司法書士中村陽一事務所
相続財産管理人　司法書士　中村　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区東田端一丁目一番地七、最後の住所埼玉県川口市大字峯六〇〇番地の四六
被相続人　亡　小糸　和子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月二十八日
埼玉県さいたま市大宮区宮町一―三八―一―六階　相続財産管理人　野田　泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小金井市前原町四丁目四番、最後の住所東京都小金井市前原町四丁目四番三五号
被相続人　亡　住澤　勝吉
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月二十八日
東京都国分寺市本町三丁目一三番一四号戸塚法律事務所
相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田神保町三丁目一七番地二、最後の住所茨城県古河市茶屋新田四一〇番地一ふるさとホーム古河
被相続人　亡　赤坂　光子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月二十八日
事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Ａみつば総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安藤　真一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の賃貸事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（乙）左記のとおりです。
平成二十八年九月二十八日
名古屋市西区押切一丁目一三番一九号
（甲）合同会社森エステート
代表社員　株式会社ＭＰアセット
職務執行者　森　充史
名古屋市西区押切一丁目一三番一九号
（乙）株式会社ＭＰアセット
代表取締役　森　充史

第30期決算公告

平成28年9月28日
名古屋市西区押切一丁目13番19号
株式会社ＭＰアセット
代表取締役　森　充史

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	87,936,186
	固定資産	423,849,415
	合計	511,785,601
負債及び純資産の部	流動負債	11,102,054
	固定負債	168,809,435
	株主資本	331,874,112
	資本金	11,000,000
	利益剰余金	320,874,112
	その他利益剰余金	320,874,112
	（うち当期純利益）	(19,656,827)
	合計	511,785,601